

松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正（案）の概要

I. 改正の経緯

こども未来戦略に基づき、全てのこどもの育ちを応援するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「乳児等のための支援給付」が創設される（令和8年4月1日施行）ことから、この施行にあわせて、松山市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年条例第18号）を改正します。

II. 改正予定の条例の題名及び規定

松山市子ども・子育て支援法施行条例第6条第1号、第2号及び第3号

III. 具体的な改正の内容及び趣旨

改正後の子ども・子育て支援法第30条の13において準用する第13条もしくは第14条に規定する乳児等通園支援給付に関する市への報告等を正当な理由なく怠った保護者及び職員等並びに同法第30条の18第2項に規定する支給認定証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科すことで、乳児等通園支援給付の適正な執行に資する（第6条関係）。

IV. 施行日

令和8年4月1日